

II 環境部門

8 野生鳥獣個体数管理事業(①ニホンジカの個体数管理を目的とした捕獲等)**(1) 事業目的**

急速に生息数や生息域を拡大するニホンジカの捕獲等を促進するとともに、捕獲の担い手を確保することで、農林水産業、森林・水その他の生態系及び日常生活等への被害低減を図る。

(2) 実施内容

- ・ 指定管理による捕獲事業
- ・ 狩猟者の捕獲技術の向上
- ・ 個体数調整を目的とした捕獲事業
- ・ 鳥獣捕獲等事業者となるために必要な技能及び知識を有する従事者の育成
- ・ わな捕獲を中心とした捕獲体制の整備

(3) 実施方法**①野生鳥獣個体数管理事業（県事業）**

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ・ わなによる捕獲技術の向上を目的とした研修会の開催

②野生鳥獣個体数管理事業（補助金）

- ・ 個体数調整を目的とした捕獲を支援
- ・ 捕獲従事者の育成を支援
- ・ 捕獲体制の整備を支援

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

- ①ニホンジカの捕獲 35,000 頭

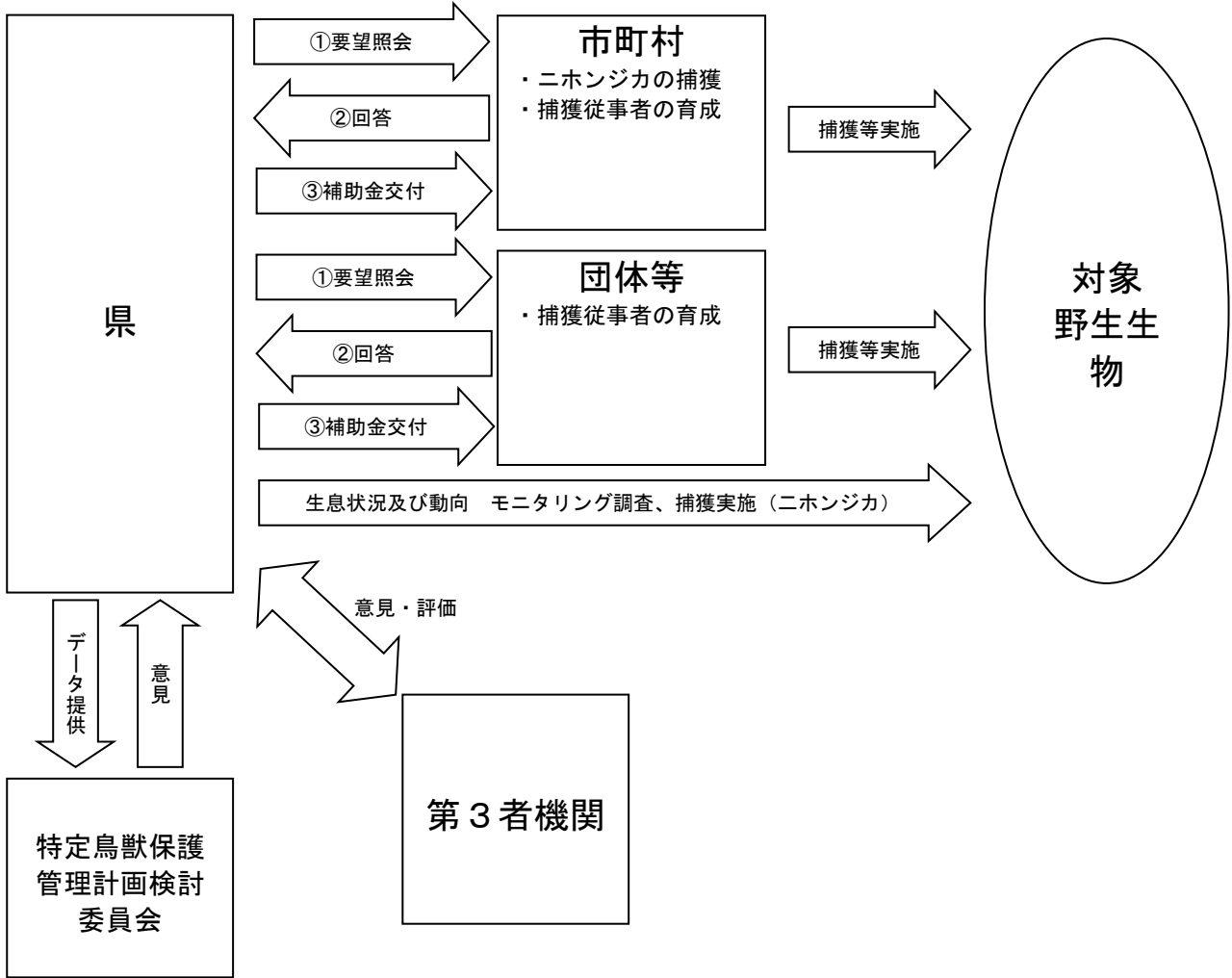
(5) 事業主体

県、市町村、団体等

(6) 補助率等

- ・ 個体数調整捕獲事業：10/10 以内（15 千円/頭、物品購入 200 千円以内）
- ・ 鳥獣捕獲等事業者の育成事業：10/10 以内（500 千円/人）
- ・ 捕獲体制整備支援事業：10/10 以内（1,000 千円/地区以内）

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：農政部 農村振興課（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係（内線 4 1 7 2）

8 野生鳥獣個体数管理事業(②カワウ、カワアイサ及びサギ類の個体数管理を目的とした捕獲)

(1) 事業目的

急速に生息数や生息域を拡大するカワウ等の捕獲・追払い等を促進するとともに、捕獲の担い手を確保することで、農林水産業、森林・水その他の生態系及び日常生活等への被害低減を図る。

(2) 実施内容

カワウ等の被害対策活動

(3) 実施方法

野生鳥獣個体数管理事業(補助金)

市町村、漁協及び協議会等が行うカワウ等の捕獲、追払い等を支援

(4) 事業量(R4～R8年度の5年間)

カワウ等の捕獲 5,000羽

(5) 事業主体

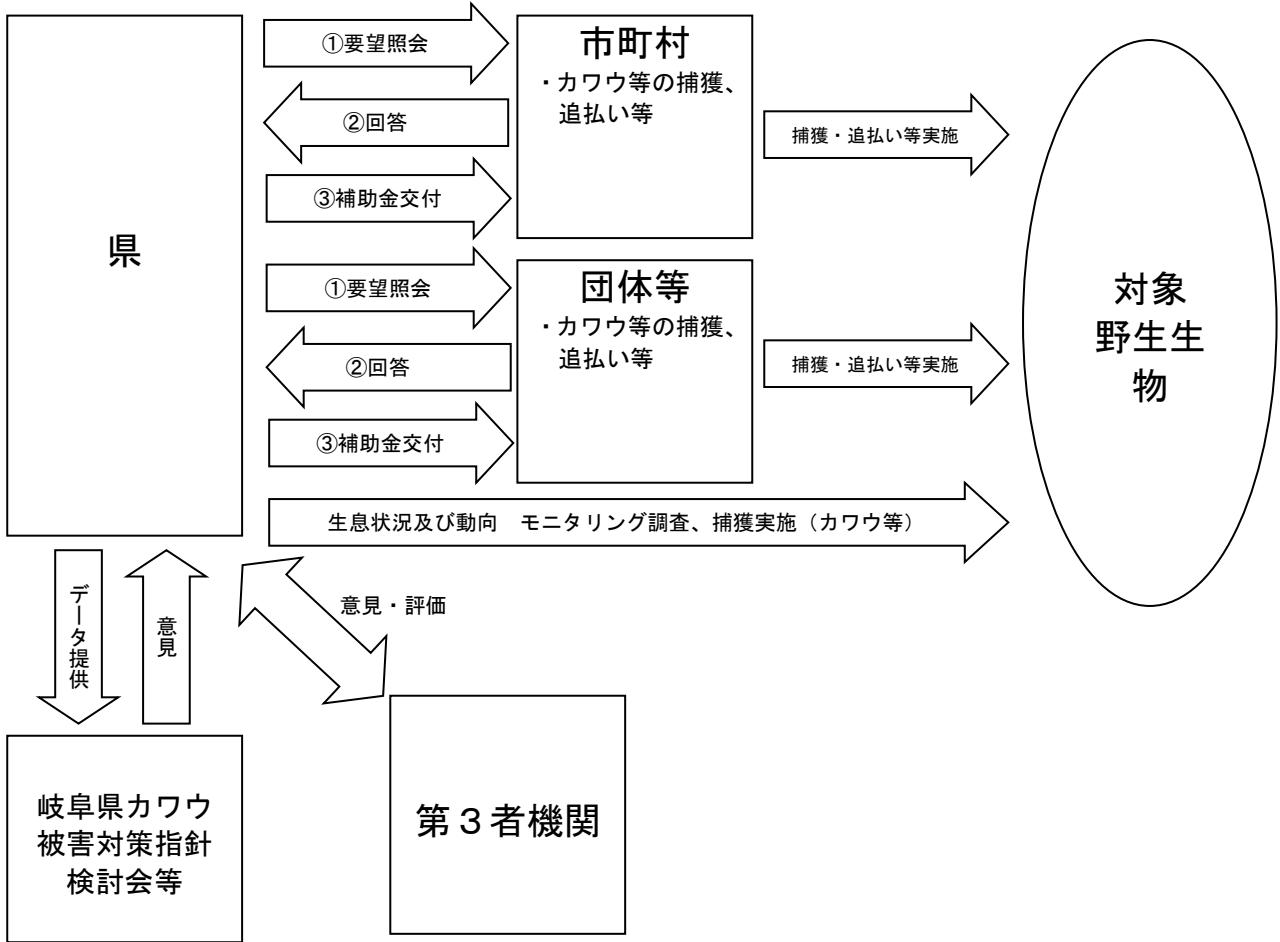
市町村、団体等

(6) 補助率等

カワウ等被害対策支援事業

10/10以内(1,800千円/団体以内、ドローンに係る物品購入1/2以内)

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当 : 農政部 農村振興課 (鳥獣害対策室) 鳥獣害対策係 (内線 4 1 7 3)

8 野生鳥獣個体数管理事業(③大学等と連携して行う野生動物管理に関する調査研究等)

(1) 事業目的

野生動物による農林業被害の軽減を図るため、平成 24 年度から岐阜大学に設置した「寄附研究部門」を発展・強化させ、県と大学の共同設置機関として運営し、野生動物被害防止対策を強化・加速する。

「寄附研究部門」2 期 10 年間の実績を踏まえ、野生動物の管理（保護を含む）を総合的に推進していくため、野生動物の生態、生息状況、被害実態等を調査・研究し、野生動物管理（被害防止）のシンクタンク機関として、施策提言・技術支援・人材育成（教育支援）・普及啓発等を通じて地域課題の解決に貢献していく。

(2) 実施内容

- ①野生動物の生息状況調査・研究
 - ・野生動物広域カメラモニタリング調査による野生動物の生息密度指標の確立
 - ・ニホンジカの行動追跡、ニホンジカ等の高山帯への侵入状況調査
 - ・野生動物生息調査・解析手法のDX化の研究 等
- ②野生動物管理に関する技術指導
 - ・市町村等に対する効果的な捕獲手法・効果検証の指導
 - ・GPS 発信機装着等特殊調査・捕獲事業への実施協力・支援 等
- ③人材育成・教育支援
 - ・鳥獣関係行政担当者を対象とした研修会等の実施、
 - ・農林高校・森林文化アカデミー等の学生を対象とした教育支援 等
- ④普及啓発
 - ・連続講座の開講
 - ・シンポジウム、講師等を通じた野生動物管理の重要性等の普及啓発 等

(3) 実施方法

岐阜大学に県と大学の共同設置機関として「岐阜県野生動物管理推進センター」を設置し、派遣職員（県）及び特任教員（大学）により同センターを運営。

同センターで、継続的に野生動物管理に関する調査・研究を行い、また、その調査・研究で得られた成果等をもとに、県や市町村等への技術指導並びに県民や市町村等への研修会や講習会等による人材育成・教育支援及び連続講座やシンポジウム等による普及啓発を実施。

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

野生動物管理に関する市町村等への技術指導 50 件

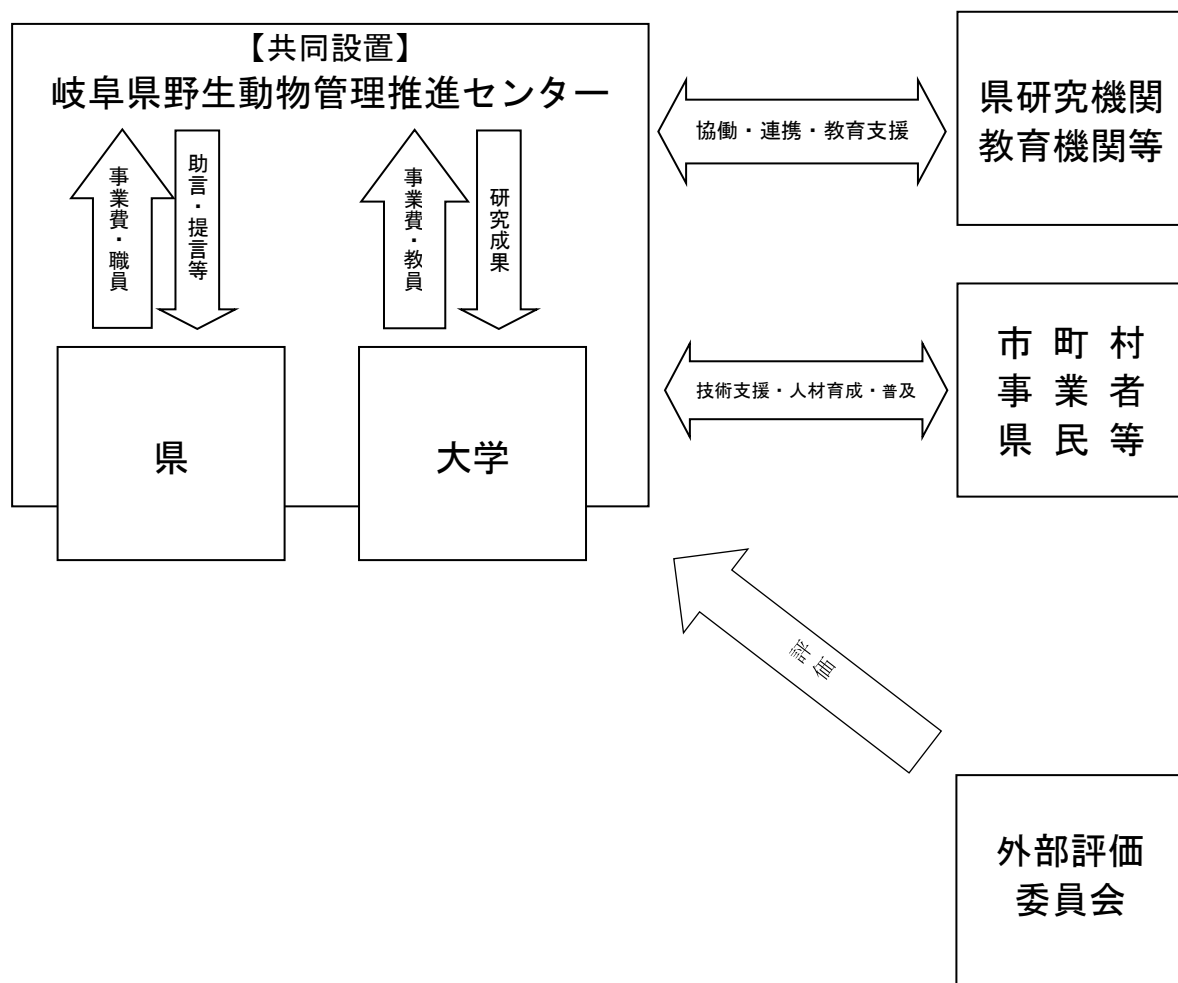
(5) 目標とする姿

野生動物管理（被害防止）のシンクタンク機関、人材育成機関の設置による野生動物に関する地域課題の解決

(6) 事業主体

岐阜県野生動物管理推進センター（県、岐阜大学）

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：環境生活部 環境生活政策課 生物多様性係（内線 2 9 2 2）

9 自然生態系保全・再生事業(①上下流域が連携した河川清掃活動の実施)

(1) 事業目的

第2期までに連携を図ったNPO法人に加え、その他のNPOや地域住民等民間団体と県が協働し、流域全体を対象とした河川清掃活動に連帯して取り組むことにより、効率的な河川清掃モデルの確立と流域住民の河川環境及び水環境の保全に対する意識啓発を図る。

(2) 実施内容

- ・ ゴミの集積しやすい場所や樹木が繁茂している場所等の情報収集
- ・ 河川清掃活動（ゴミの清掃）
- ・ 河道内樹木の伐採・除去
- ・ 不法投棄廃棄物等の回収

(3) 実施方法

NPO法人や地域住民等民間団体と協働して、県（河川管理者）が県管理河川における河道内樹木の伐採・除去や不法投棄廃棄物等の回収を実施。

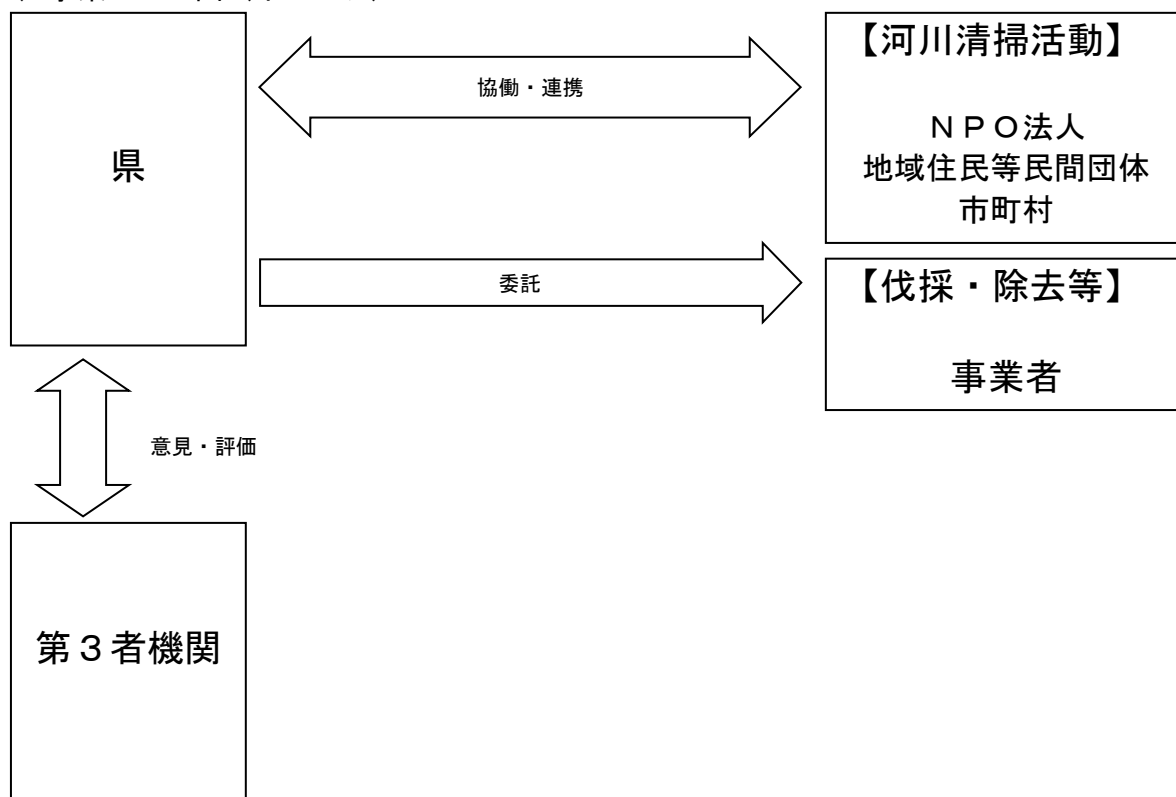
(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

延べ100河川（河川清掃取組み河川における継続実施 [毎年20河川]）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：県土整備部 河川課 企画環境係（内線4639）

9 自然生態系保全・再生事業(②河川魚道の改修及び適切な維持管理)

(1) 事業目的

県管理河川及び砂防施設に設置されている魚道について、状態把握と適切な維持管理を行うことにより、河川の連続性確保を図り、魚がすみやすい環境の創出を図る。

(2) 実施内容

- ・ フィッシュウェイ・サポーターとの協働による点検
- ・ 魚道の機能回復（堆積土砂の除去、修繕・改修工事）

(3) 実施方法

地域住民や漁協などとの地域協働も取り入れながら、「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いた点検、土砂の除去や修繕・改修等の維持管理を実施。

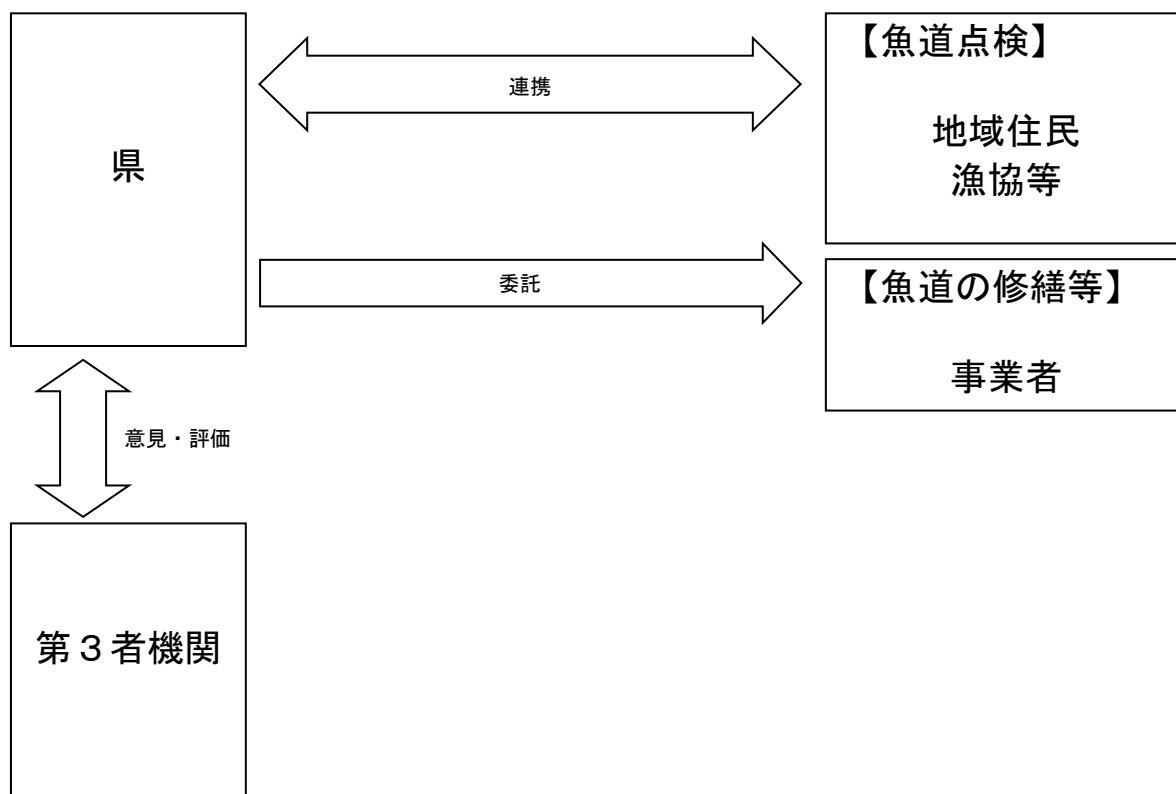
(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

健全な魚道の割合 80%（点検の対象魚道 672 箇所）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：県土整備部 河川課 企画環境係（内線 4 6 3 9）

9 自然生態系保全・再生事業(③水田魚道の設置等による水みちの連続性確保及び効果検証)

(1) 事業目的

面的な広がりを持った水みちの連続性を確保し、河川や水田に生息する魚類の繁殖、生息空間を再生する。

(2) 実施内容

- ① 水田魚道設置研修会の開催及び水田魚道の設置
- ② 農業用排水路内や河川との落差の解消
- ③ 事業の効果検証及び普及啓発

(3) 実施方法

【水田魚道の設置】

県は水田魚道の設置研修等を実施し、管理団体等への普及啓発を実施

【落差の解消】

市町村等は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村等に予算の範囲内で補助

(4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

20地区 (毎年①～②いずれかと③の取組みを実施)

(6) 目標とする姿

水みちの連続性が確保され、多様な魚種が賑わう地域

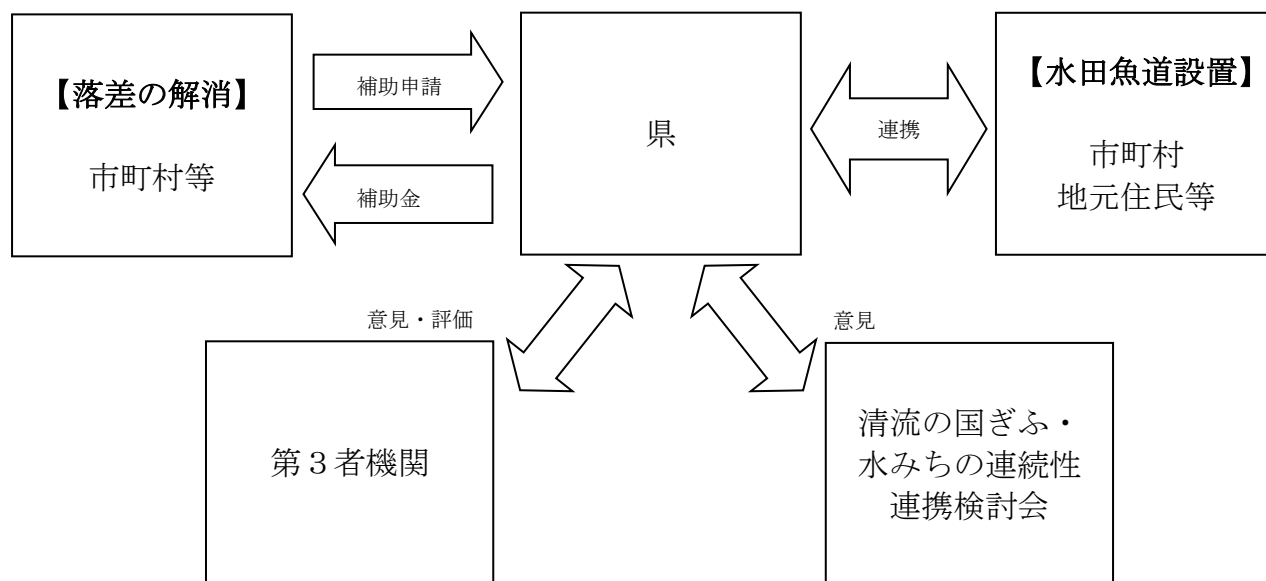
(7) 事業主体

- ① 水田魚道の設置 : 県、市町村等
- ② 落差の解消 : 市町村等
- ③ 効果検証及び普及啓発 : 県

(8) 補助率等

10/10以内

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当 : 農政部 農村振興課 農村支援係 (内線 4 1 7 7)
農地整備課 総合整備係 (内線 4 2 3 7)

9 自然生態系保全・再生事業(④生物多様性の保全・再生の普及啓発)

(1) 事業目的

県民、企業、市町村、民間団体等の各主体が、それぞれの立場で生物多様性の保全について考え、その保全に配慮した行動をするための契機となる啓発活動を行う。

また、岐阜県内には様々な動植物種が生息しており、その中には人間の介入なしには絶滅してしまうおそれのある種も複数種存在するため、それらの絶滅危惧種の保全・増殖活動を実施し、種の存続につなげる活動を推進する。

そして、保全・繁殖させた種等について、県民、企業、市町村、民間団体等多様な主体に学び、生物多様性の重要性を理解し、生物多様性の保全・再生の取組みに参加していく社会づくりを目指す。

(2) 対象地域

県下全域

(3) 実施内容

生物多様性に関連する各分野を研究・実践している講師による分科会やリレートークなどを取り入れたシンポジウムを開催。県民や県内の企業、市町村、民間団体等の各主体に参加いただき、生物多様性の保全に関する研究テーマや誰にでも実践できる具体例等の講演を聴講し、講師と各主体が交流することで、それぞれにできることを考え、実行するための契機とする。開催方法は遠方在住者でも参加できるように、現地開催の方法のほか、デジタル配信を加えたハイブリッド開催とし、シンポジウムに参加できなかった人でも開催内容が分かるよう、アーカイブ化も検討する。

また、県内の児童・生徒などを対象にした、専門家による、絶滅危惧種であり県の鳥でもある「ライチョウ」等の保全・生態等に関する出前講座を実施し、日常生活においても生物多様性について意識していく機会づくりの場を提供する。

絶滅危惧種の保全活動については、県の身近な絶滅危惧種であるイタセンパラ等の域外保全を実施。併せて域外保全した絶滅危惧種を使用して、教育機関での展示・飼育などの保全体験を行うことで、県内の若い世代に対して生物多様性の保全・再生意識を醸成させる。

また、県内全市町村参加を目指した、生物多様性ネットワーク（仮称）の設置を進め、構成自治体に対して生物多様性に関する取組み情報等を共有することで、県のみならず、県内の各市町村においても、主体的に生物多様性に関する取組みを実践していく契機とする。

(4) 実施方法

- ① 生物多様性に関するシンポジウム等の開催
- ② 生物多様性に関する専門家講座の実施
- ③ 絶滅危惧種の保全実施と子供たちの保全体験
- ④ 生物多様性ネットワークの構築

(5) 事業量（R4～R8年度の5年間）

講演・展示等による生物多様性保全の普及啓発活動 各年度14回

(6) 目標とする姿

生物多様性保全・再生の重要性について、多くの県民が理解を深めている。

(7) 事業主体

県

担 当：環境生活部 環境生活政策課 生物多様性係（内線2922）

9 自然生態系保全・再生事業(⑤生態系保全・再生に係る活動支援)

(1) 事業目的

農業生産性の追及による整備の進展や、外来生物等の侵入、耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により、近年崩れつつある里地里川の生態系の保全又は再生に資するモデル的取組み等を推進、支援する。

(2) 実施内容

①-1 生態系保全団体支援事業

里地里川の生態系を復活するモデル的取組みを実施する団体を支援。

- ・ 生態系に配慮した農業用水路の整備
- ・ 水田、用排水路を活用した環境教育の実施 等

①-2 生態系保全市町村支援事業(農務部門)

用排水路における外来種等の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援。

②-1 生態系保全市町村支援事業(環境部門)

貴重な自然環境の保全、野生生物との共生、特定外来生物の防除※など、農地・農業用施設以外を対象とする生態系保全に地域住民との協働により取り組む市町村を支援。

※外来生物法に基づく国の確認を受けた防除実施計画による防除

(3) 実施方法

①-1 生態系保全団体支援事業

県は取組みを公募し、第三者による評価会議の結果を踏まえ、優秀提案者として選定した事業主体に対し費用を補助。

①-2 生態系保全市町村支援事業(農務部門)

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村に予算の範囲内で補助。

②-1 生態系保全市町村支援事業(環境部門)

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村に予算の範囲内で補助。

(4) 事業量(R4~R8年度の5年間)

24件

①-1 生態系保全団体支援事業

1団体あたり上限2,000千円を概ね年間7団体に補助

①-2 生態系保全市町村支援事業(農務部門)

概ね年間8市町村に事業費の1/2以内(上限1,000千円)を補助

②-1 生態系保全市町村支援事業(環境部門)

概ね年間9市町村に事業費の1/2以内(上限5,000千円、下限500千円)を補助

(5) 目標とする姿

①-1 生態系保全団体支援事業

事業実施団体が、地域住民を巻き込み、継続的に生態系保全活動に取り組む

①-2 生態系保全市町村支援事業(農務部門)

市町村と地域住民が協働して外来生物対策等の生態系保全活動に取り組む

②-1 生態系保全市町村支援事業(環境部門)

市町村と地域住民が協働して特定外来生物対策等の生態系保全活動に取り組む

(6) 事業主体

①-1 生態系保全団体支援事業

NPO、地域団体等

①-2 生態系保全市町村支援事業(農務部門)

市町村

②-1 生態系保全市町村支援事業(環境部門)

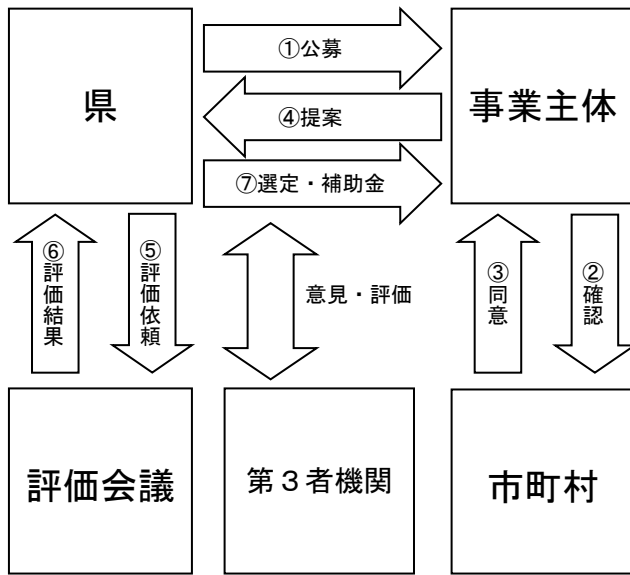
市町村

(7) 補助率等

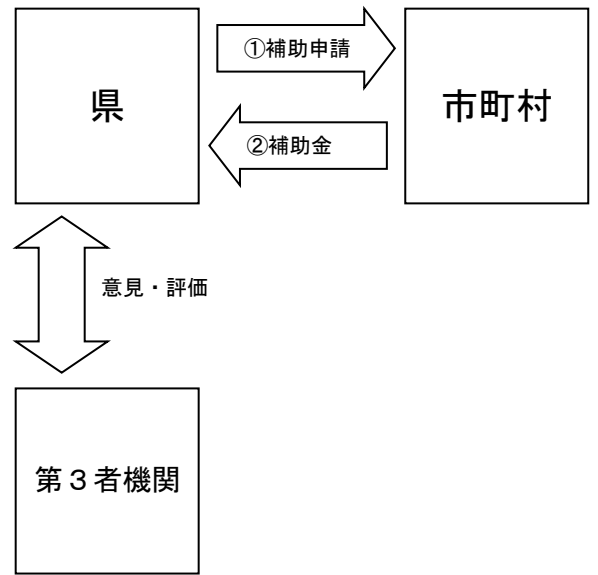
- ①-1 生態系保全団体支援事業
10/10(上限 2,000 千円)
- ①-2 生態系保全市町村支援事業 (農務部門)
1/2 以内(上限 1,000 千円)
- ②-1 生態系保全市町村支援事業 (環境部門)
1/2 以内(上限 5,000 千円、下限 500 千円)

(8) 事業フロー図 (イメージ)

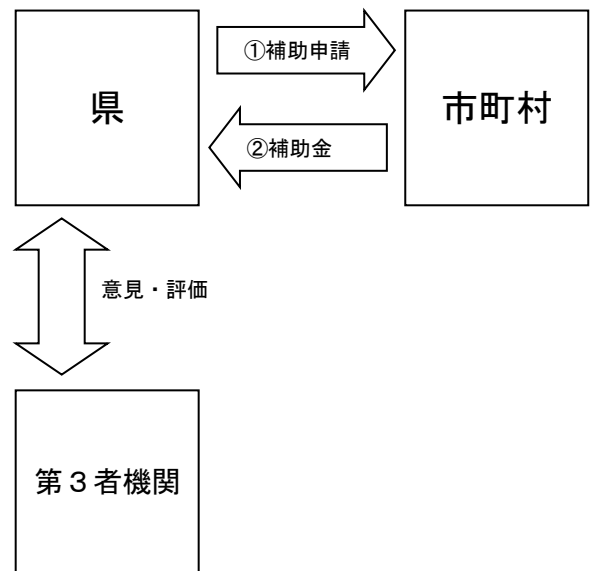
① - 1 生態系保全団体支援事業



①-2 生態系保全市町村支援事業 (農務部門)



②-1 生態系保全市町村支援事業 (環境部門)



担 当：環境生活部 環境生活政策課 生物多様性係 (内線 2 9 2 3)
農政部 農村振興課 農村支援係 (内線 4 1 7 7)

10 脱炭素社会ぎふづくり事業

○「脱炭素社会ぎふ」とは

2050年までに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と森林などによる「吸収量」を均衡させ、県内の温室効果ガスの排出を実質ゼロとする社会を目指す。

そのためには、県民、事業者、行政等の各主体が、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大など、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む必要がある。

また、温室効果ガスの増加が要因とされる気候変動は、人々の活動はもとより生物多様性や自然生態系にも大きな影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、それらも踏まえた自然環境の保全や環境教育の推進が必要である。

新規／拡充

10 脱炭素社会ぎふづくり事業(①脱炭素社会ぎふを支える人づくり)

(1) 事業目的

「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを進めるため、カーボン・オフセットや地球温暖化、環境負荷の軽減、自然環境の保全、生物多様性などの環境問題について、県民が自らの問題として考え、行動変容の実践につながるよう、理解促進のための啓発活動や、自然環境体験・環境学習などの実体験・学びの場での活動等の事業を実施する。

(2) 対象地域

- ① 県内及びつながりのある県外の地域
- ②、③、④ 県内

(3) 実施内容

- ①脱炭素社会ぎふを支える人づくり推進事業
 - ・体験や交流を通じた「森・里・川・海のつながりや環境問題」に関する理解を深め、環境にやさしい行動への変容を促進するためのプログラムの実施
- ②カーボン・オフセットに係る理解促進及び人材育成事業
 - ・カーボン・オフセット及びJ-クレジットセミナーの開催
 - ・ぎふ清流 COOL CHOICE 学生アンバサダーの育成及び活用
- ③次代の環境活動を担う人材育成支援事業費補助金
- ④地域団体等が行う小水力発電施設を活用した環境教育推進事業

※③、④においては、以下の経費は対象としない。

- (ア) 既存事業の財源振り替え（新たな展開又は拡大を図るものを除く）
- (イ) 国庫及び県単補助事業の市町村負担分
- (ウ) 職員人件費
- (エ) 不動産（土地、建物等）の取得費

(4) 実施方法

- ①、② 県が実施
- ③、④ 事業主体自らが計画から実行まで行う人づくりのための活動に対する支援

(5) 事業量（R4～R8年度の5年間）

- 2,500人（体験プログラム等参加者数）
- ① 75回（年15回）
 - ② セミナー 15回（年3回）／イベント 10回（年2回）
 - ③ 20団体（年4団体）
 - ④ 25回（年5回）

(6) 目標とする姿

啓発や体験等により理解したり学んだ人が増え、その人たちが行動変容を実践することで、周囲の人たちに波及し、脱炭素社会ぎふを支える人が増える。

(7) 事業主体

- ①、②県 ③市町村 ④地域団体等

(8) 補助率等

③次代の環境活動を担う人材育成支援事業費補助金

ア 補助率

- ・補助対象経費 2,000 千円以下の部分 10/10 以内
- ・補助対象経費 2,000 千円を超える部分 1/2 以内

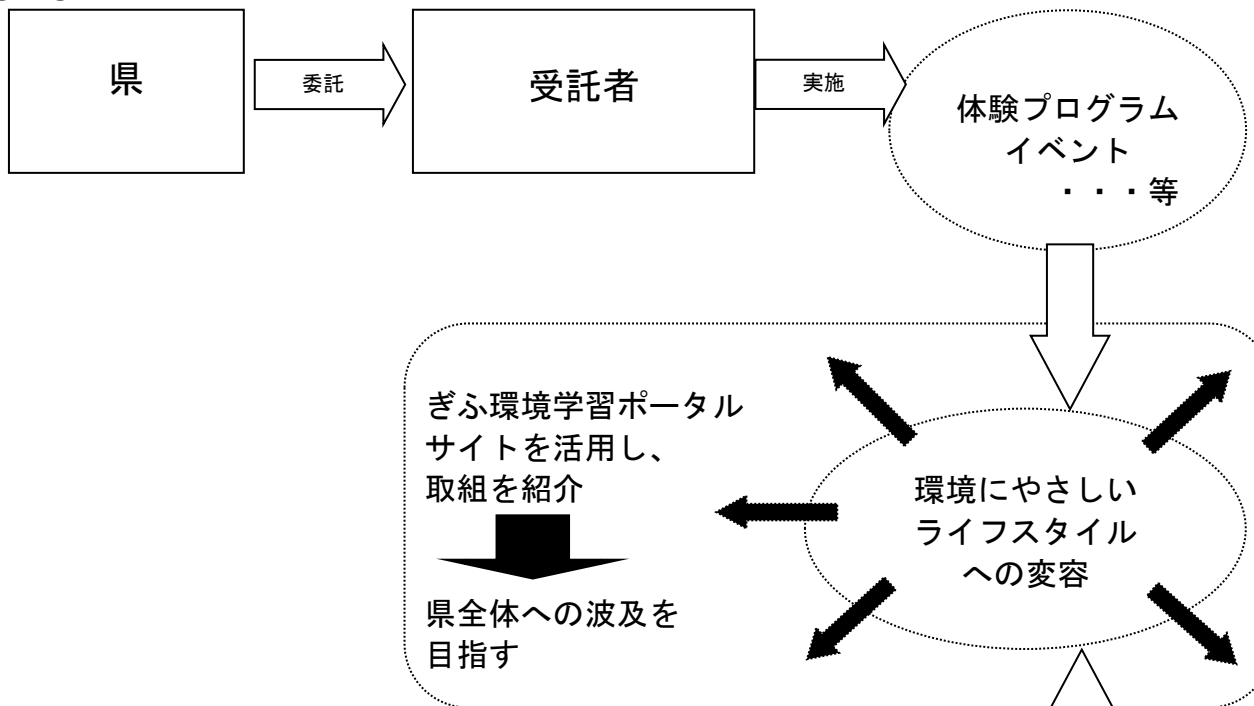
イ 補助金の額

1 事業あたり 上限額：6,000 千円 下限額：1,000 千円

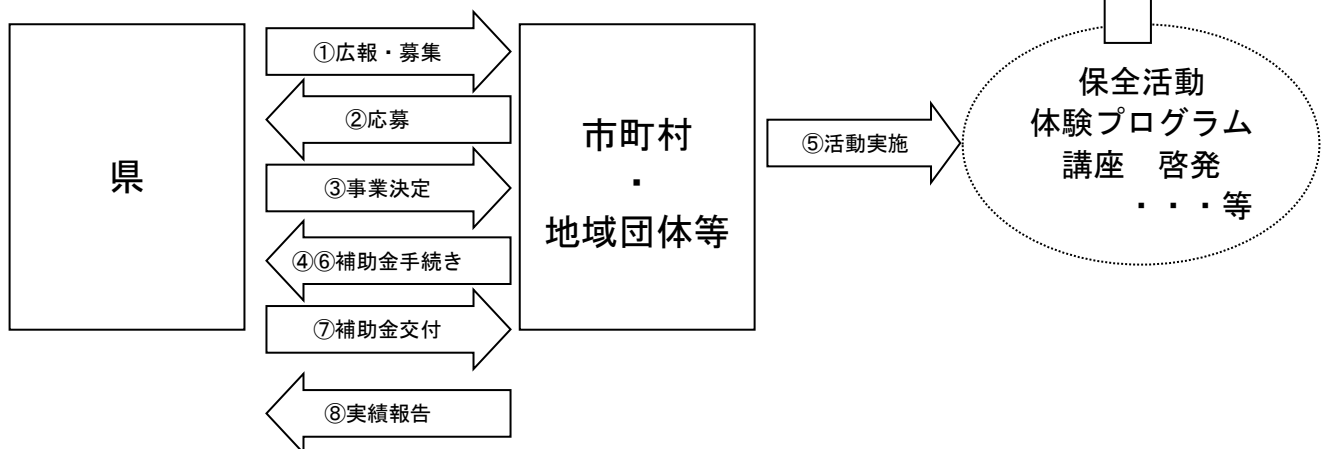
④10/10 以内（上限 500 千円/事業）

(9) 事業フロー図（イメージ）

①、②



③、④



担 当：環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係（内線 2 9 4 3）
教育普及係（内線 2 9 4 7）
農政部 農地整備課 水利・小水力係（内線 4 2 3 9）

10 脱炭素社会ぎふづくり事業(②地域循環共生圏構想の促進)**(1) 事業目的**

森林・河川など地域が有する「自然資源」、食糧生産・酸素供給などの生物多様性がもたらす恵みである「生態系サービス」、「資金・人材」などを活かして、自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏構想」について、市町村、団体・企業等が構想を推進するための支援を行う。

(2) 実施内容

「環境省ローカル SDGs（地域循環共生圏）」実践地域等登録制度による登録を目指す団体等に対し、地域循環共生圏構想につながる活動に対する支援を行う。

ただし、環境省の補助対象となる事業を除く。

(3) 実施方法

事業主体自らが計画から実行まで行う、地域循環共生圏構想の促進につながる下記のような活動に対する支援。

- ・地域循環共生圏構想を知り、広めるための事業（先進地視察、シンポジウム開催など）
- ・地域循環共生圏に関わる主体（市町村、企業、団体等）を増やしネットワークを構築するための事業（セミナー開催、広報活動など）
- ・地域循環共生圏について戦略を立てるための事業（事業計画等の作成、地域の魅力を掘り起こす事業など）

ただし、以下の経費は対象としない。

- (ア) 既存事業の財源振り替え（新たな展開又は拡大を図るものを除く）
- (イ) 国庫及び県単補助事業の市町村負担分
- (ウ) 職員人件費
- (エ) 不動産（土地、建物等）の取得費

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

地域循環共生圏づくりプラットフォーム登録団体数 25 団体

(5) 目標とする姿

「環境省ローカル SDGs（地域循環共生圏）」実践地域等登録制度による登録団体が増え、地域循環共生圏が活発になる。

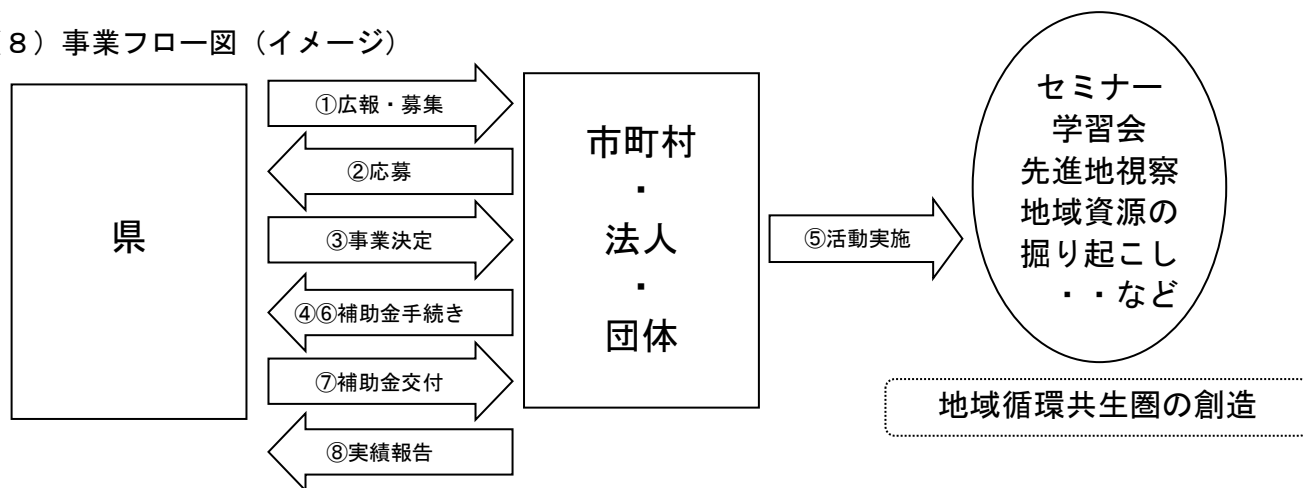
(6) 事業主体

市町村、法人、団体（地域住民団体、ボランティア団体 等）

(7) 補助率等

- ①補助率 10/10 以内
- ②補助金の額 1 事業あたり 上限額：1,000 千円 下限額：300 千円

(8) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：環境生活部 脱炭素社会推進課 企画係 (内線 2943)